

建設業・自動車運転業務・医師のみなさま  
2024年問題対応総合支援事業

# 2024年問題対応総合支援事業

建設業・自動車運転業務・医師



## 令和6年4月1日からの時間外上限規制への対応

今まで適用が猶予されていた建設業・自動車運転業務・医師にも、令和6年4月1日より労働基準法の時間外労働の上限規制等を遵守する義務が生じます。多くの企業が対応に苦慮されており、この問題をワンストップで支援する、下記内容の「2024年問題対応総合支援事業」を実施します。

1. 業種・業務別無料対応セミナーの開催
2. 無料訪問コンサルティング
3. 対策立案・支援コンサルティング
4. 管理システム導入
5. 管理者等企業内研修
6. 無料労働相談
7. 無料情報提供

主催 愛知県下各労働基準協会

愛知・名北・名古屋東・名古屋南・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

【2024年問題対応総合支援事業 パンフレット】

[https://www.meihokurouki.or.jp/wp\\_meihoku/wp-content/uploads/26e5466c0727764c48033c8ab5e756fa-1.pdf](https://www.meihokurouki.or.jp/wp_meihoku/wp-content/uploads/26e5466c0727764c48033c8ab5e756fa-1.pdf)

【2024年問題対応総合支援事業 機関誌掲載記事】

<https://www.meihokurouki.or.jp/journal>